

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照表
目次

2 1
沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）
20 1

改 正 案	現 行
<p>沖繩振興特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 沖繩振興計画等(第三条の二―第五条)</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>第一節 観光の振興</p> <p>第一款 観光地形成促進計画等(第六条―第十一条)</p> <p>第二款 外国人観光旅客の来訪の促進(第十二条―第二十条)</p> <p>第三款 環境保全型自然体験活動(第二十一条―第二十五条)</p> <p>第四款 観光振興のための免税等(第二十六条・第二十七条)</p> <p>第二節 情報通信産業振興計画等(第二十八条―第三十四条)</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進計画等(第三十五条―第四十条)</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積計画等(第四十一条―第五十四条)</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区(第五十五条―第五十九条)</p> <p>第六節 農林水産業の振興(第六十条―第六十二条)</p> <p>第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保(第六十三条―第六十五条)</p> <p>第八節 中小企業の振興(第六十六条―第七十二条)</p> <p>第九節 沖繩振興開発金融公庫の業務の特例(第七十三条・第七十四条)</p> <p>第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置(第七十五条―第八十三条の二)</p> <p>第五章 文化の振興等(第八十四条―第八十八条)</p> <p>第六章 沖繩の均衡ある発展のための特別措置(第八十九条―第</p>	<p>沖繩振興特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 沖繩振興計画等(第三条の二―第五条)</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>第一節 観光の振興</p> <p>第一款 観光地形成促進計画等(第六条―第十一条)</p> <p>第二款 外国人観光旅客の来訪の促進(第十二条―第二十条)</p> <p>第三款 環境保全型自然体験活動(第二十一条―第二十五条)</p> <p>第四款 観光振興のための免税等(第二十六条・第二十七条)</p> <p>第二節 情報通信産業の振興(第二十八条―第三十四条)</p> <p>第三節 産業高度化・事業革新促進計画等(第三十五条―第四十条)</p> <p>第四節 国際物流拠点産業集積地域(第四十一条―第五十四条)</p> <p>第五節 金融業務特別地区(第五十五条―第五十九条)</p> <p>第六節 農林水産業の振興(第六十条―第六十二条)</p> <p>第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保(第六十三条―第六十五条)</p> <p>第八節 中小企業の振興(第六十六条―第七十二条)</p> <p>第九節 沖繩振興開発金融公庫の業務の特例(第七十三条・第七十四条)</p> <p>第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置(第七十五条―第八十三条の二)</p> <p>第五章 文化の振興等(第八十四条―第八十八条)</p> <p>第六章 沖繩の均衡ある発展のための特別措置(第八十九条―第</p>

九十四条

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十五条―第一百四条）

第八章 沖繩振興の基盤の整備のための特別措置（第五十五条―第一百十条）

第九章 沖繩振興審議会（第一百一十一条・第一百十二条）

第十章 雑則（第一百三十三条―第一百六条）

第十一章 罰則（第一百七十七条―第二百一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十三 （略）

（削る）

十四 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

十五 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖繩において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖繩において駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有

九十四条

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十五条―第一百四条）

第八章 沖繩振興の基盤の整備のための特別措置（第五十五条―第一百十条）

第九章 沖繩振興審議会（第一百一十一条・第一百十二条）

第十章 雑則（第一百三十三条―第一百六条）

第十一章 罰則（第一百七十七条―第二百一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十三 （略）

（削る）

十四 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。

十五 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

十六 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖繩において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖繩において駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有

する者に返還されているものをいう。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光地形成促進計画等

(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)

第七条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

第四款 観光振興のための免税等

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。)との間を航行する航空機又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

第二節 情報通信産業振興計画等

(情報通信産業振興計画の作成等)

第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画

する者に返還されているものをいう。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光地形成促進計画等

(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)

第七条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出された観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

第四款 観光振興のための免税等

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。)との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

第二節 情報通信産業の振興

(情報通信産業振興地域の指定)

第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審

- (以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。
- 2| 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一| 計画期間
 - 二| 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域
 - 三| 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（第三十条第一項において「情報通信産業特別地区」という。）を定める場合にあつては、その区域
 - 四| 情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容
 - 3| 前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。
 - 4| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときはあらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 5| 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めるときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならぬ。
 - 6| 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならぬ。
 - 7| 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
 - 8| 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更に ついて準用する。
- (情報通信産業振興計画の実施状況の報告等)
- 第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画（その変更について同条第八項において準用す

- 議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。
- 2| 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 3| 主務大臣は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。
 - 4| 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。
 - 5| 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。
- (情報通信産業特別地区の指定)
- 第二十九条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報

る同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

(削る)

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、情報通信産業特別地区を指定するときは、当該情報通信産業特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至たと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

(新設)

ばならない。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第三十一条 情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第三十四条 国及び地方公共団体は、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第三節 産業高度化・事業革新促進計画等

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)
第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

第四節 国際物流拠点産業集積計画等

(国際物流拠点産業集積計画の作成等)

第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。

2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域

三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置

第三十四条 国及び地方公共団体は、情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第三節 産業高度化・事業革新促進計画等

(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等)
第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2・3 (略)

第四節 国際物流拠点産業集積地域

第四十一条 削除

の内容

- 3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。
- 4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。

(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)

- 42 条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。
- 2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(国際物流拠点産業集積地域の指定)

- 42 条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域(第五項において「対象地域」という。)であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。
- 2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域を指定するときは、当該国際物流拠点産業集積地域の名称及び区域を官報で公示しな

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業
- 二 前号に掲げる事業以外の事業
- 2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至つたときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流

ればならない。

- 4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。
- 5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が対象地域に該当しなくなつたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業
 - 二 前号に掲げる事業以外の事業
 - 2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 3 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至つたときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。
- (新設)
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一

拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定保稅地域等）

第四十五条 財務大臣は、関稅法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものにつき、同法第三十七条第一項に規定する指定保稅地域の指定をするものとする。

2 税関長は、第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関稅法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保稅地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関稅法の実施を確保する上に支障がないと認めると

項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

3 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定保稅地域等）

第四十五条 国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関稅法第三十七条第一項に規定する指定保稅地域とみなす。

2 税関長は、第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が提出国際物流拠点産業集積地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関稅法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保稅地域の許可をするものとする。

3 税関長は、関稅法の実施を確保する上に支障がないと認めると

きは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものの手数料を含む。）を軽減することができる。

（課税物件の確定に関する特例）

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確

きは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものの手数料を含む。）を軽減することができる。

（課税物件の確定に関する特例）

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるとこ

定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第
四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項
本文の規定を適用することができるものとする。

(課税の特例)

第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流
拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供す
る設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新
たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製
作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるとこ
ろにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業
に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、
課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方
公共団体が、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物
流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供
する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する
事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得
に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若し
しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固
定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の
課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合
に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出国際物流拠点
産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の
事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の
援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

るにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定
にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとし
る。

(課税の特例)

第四十八条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流
拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新
設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設
備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別
措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとし
る。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業
に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、
課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方
公共団体が、国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物
流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について
、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷
地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係
る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地で
ある土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地
方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総
務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する
。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う国際物流拠点産業
集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な
資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第五節 経済金融活性化特別地区

(経済金融活性化特別地区の指定)

第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区を指定するときは、当該経済金融活性化特別地区の名称及び区域を官報で公示しなればならない。

4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

5 この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(経済金融活性化計画の認定)

第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画（以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。）を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものと

第五十一条 国及び地方公共団体は、国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第五節 金融業務特別地区

(金融業務特別地区の指定)

第五十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、金融業務特別地区を指定するときは、当該金融業務特別地区の名称及び区域を官報で公示しなればならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、金融業務特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(新設)

(新設)

- する。
- 一 計画期間
 - 二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の内容に関する事項
 - 三 経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容
- 3| 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。
 - 4| 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 5| 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 6| 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 7| 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
- (経済金融活性化計画の変更)
- 第五十五条の三 沖縄県知事は、前条第五項の認定を受けた経済金融活性化計画（以下「認定経済金融活性化計画」という。）の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 2| 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

第五十五条の四 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第五十五条の五 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第五十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

（経済金融活性化特別地区における事業の認定）

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

（削る）

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（金融業務特別地区における事業の認定）

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

（新設）

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならない。
- 3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
- 5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供す

(課税の特例)

第五十七条 金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の金融業務に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(新設)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その

、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第六項の規定による通知、同条第七項の規定による変更の求め、同条第八項において準用する同条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の受理、同条第八項において準用する同条第六項の規定による通知、同条第八項において準用する同条第七項の規定による変更の求め、第四十二条第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、同条第三項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し及び同条第四項の規定による通知に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

(削る)

2

一 この法律における主務省令は、次のとおりとする。
第二十一条第五項第三号の基準及び同条第六項の公告に関する事項については、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令

は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第三十条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による変更の求め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の受理、同条第七項において準用する同条第五項の規定による通知、同条第七項において準用する同条第六項の規定による変更の求め、第三十五条の二第一項の規定による報告の受理、同条第二項の規定による措置の求め、同条第三項の規定による勧告、第四十二条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第四十三条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

四

第五十五条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第五十六条第一項に規定する認定、同条第二項に規定する協議及び同条第三項に規定する認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣

2

一 この法律における主務省令は、次のとおりとする。
第二十一条第五項第三号の基準及び同条第六項の公告に関する事項については、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令

二 第三十五条の三第三項の書類に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

二 第三十五条の三第三項の書類に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

改正案	現行
<p>関税暫定措置法</p> <p>第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等）に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号（国際物流拠点産業集積計画の作成等）に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>関税暫定措置法</p> <p>第十三条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（同法第四十三条第一項（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所）で、当該認定に係る事業の用に供する沖繩振興特別措置法第四十二条第一項（国際物流拠点産業集積地域の指定）の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）における関税法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が平成二十九年三月三十一日までに輸入される場合において、同法第七条第二項（申告）の規定により提出される輸入申告書又は同法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書に、当該貨物に係る関税の確定について同法第四条第一項本文（課税物件の確定の時期）の規定の適用を受けたい旨の記載があるときは、当該貨物に係る関税の確定については、同項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p>